

建 政 ー 1 4 0 8

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

各建設業関係団体の長 様

各建設関連業団体の長 様

秋田県建設部長

(公印省略)

建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について (通知)

国土交通大臣の監督処分基準の一部改正に鑑み、建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準 (平成 1 7 年 9 月 7 日建管ー 1 2 3 8) の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 1 2 月 1 9 日から適用することとしたので、通知します。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：建設政策課

建設業チーム 柴田

TEL. 018-860-2425